

芦屋市弘報

所門蔵刷 所左工増印 所丸田急印 所西阪急印 所集人阪急印 所編集人阪急印 所刊印 毎月一回廿日發行

新議長等さきまる

五月二十八日開かれた市議会五月定例会で、正副議長外各種委員の改選が行われ次の様になりました。(○委員長)

○副委員長 南野辰之助

○議長 井田建次郎

○副議長 井田建次郎

一、市議会から選出する教育委員会委員 久堀幸夫

一、市議会から選任する監査委員 中田重介

一、臨時出納検査立会人 福井義夫、篠鹿一逸見羊一

一、総務常任委員(十名)

○川越清、○鶴田秋太郎、○久野嘉兵衛、久堀幸夫、尾崎治、逸見羊一、篠鹿一、中田重介、朝比奈貞雄、神井清太郎

一、民生常任委員(十四名)

○鶴田秋太郎、○鈴木龜太郎、○天王寺谷忠左エ門、井間皓之、中山正子、助野種吉、松本律男、朝比奈貞雄、天王寺谷又之助、久保田忠二、久野嘉兵衛、川越清、堺谷巳之助、神井清太郎

一、競馬特別委員(十四名)

○鶴田秋太郎、○鈴木龜太郎、○天王寺谷忠左エ門、井間皓之、中山正子、助野種吉、松本律男、朝比奈貞雄、天王寺谷又之助、久保田忠二、久野嘉兵衛、川越清、堺谷巳之助、神井清太郎

一、建設常任委員(九名)

○助野種吉、○天王寺谷又之助、○松本正治、岡本義雄、井間皓之、久保田忠二、井田建次郎、土田專一、堺谷巳之助

一、競馬特別委員(十四名)

○鶴田秋太郎、○鈴木龜太郎、○天王寺谷忠左エ門、井間皓之、中山正子、助野種吉、松本律男、朝比奈貞雄、天王寺谷又之助、久保田忠二、久野嘉兵衛、川越清、堺谷巳之助、神井清太郎

一、競馬特別委員(十四名)

○鶴田秋太郎、○鈴木龜太郎、○天王寺谷忠左エ門、井間皓之、中山正子、助野種吉、松本律男、朝比奈貞雄、天王寺谷又之助、久保田忠二、久野嘉兵衛、川越清、堺谷巳之助、神井清太郎

住民登録始まる

住民登録法が七月一日から施行されます。

一、齊登録調査 七月一日

芦屋市に住所のある人(芦屋市住民)は一世帯毎に全部もれなく登録いたしましよ。 (但し外国人を除く)

調査員が六月下旬頃各世帯を訪問され、諸用紙を配布し記入上の注意を説明されます。

当市に住所のない方は必ず夫々の住所地市区町村で登録すること、当市で登録してはいけません。

この登録は各種行政事務の重要な資料とされます。住民の日常生活に利便を与え、登録滞りはそれに支障を来すことがあります。

今後は？

住所世帯に移動があれば直ちに届出致しなす。

○他市区町村から転住してきた人は………転入届を

○芦屋市内で転居した人は………転居届を

○世帯主が変わったときは………変更届を

○同一住所で世帯を分けたときは………変更届を

○国外に移住されるときは………国外移住届を世帯主より届出さしよ (世帯主から届出不可な時は代つて世帯を管理している人から届出ること)

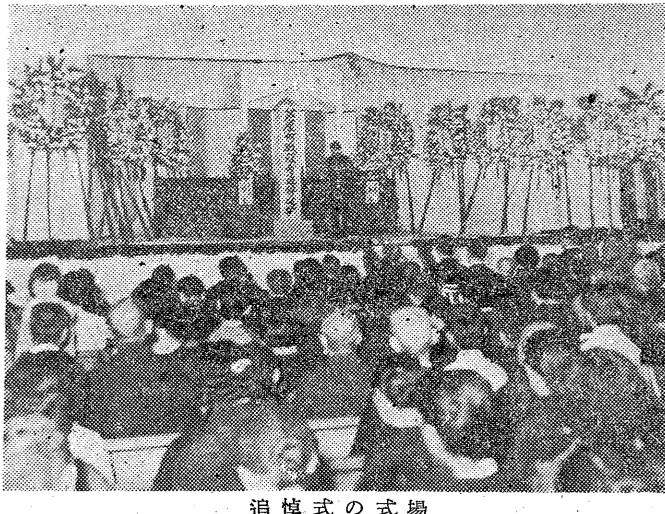
届出期間は十四日間以内(移動のあつた日から)

戦歿者追悼の盛儀

今次戦争の尊い犠牲として、新生日本の礎となられた戦歿諸士七百余名の追悼式は、風薫る六月三日宮川小学校講堂で開催された。

喪服に悲しみを包んで、遺族が続々つめかけられ、定刻十時には遺族六百余名を初め来賓多数が会場を埋めた。式

は厚生課長の開会の辞により開かれ、市長式辞、一同黙禱、縣知事市議会議長、其他多数の追悼の辞次いで各方面からの献花があつて式を閉じたが、主催者猿丸市長の声涙共に下すより泣きの声があちこちに起る。元気に出征した勇士の在りし日を想い浮べ親として、子として又妻として涙なくしてはいられないのも尤もだ。思えば戦後公然と式典は行われず、淋しく過した七年間の念願が今日ここに達せられたのだ。参会者一同は戦歿者の御冥福と遺族各位の御多幸を衷心から祈るのである。(厚生課)



追悼式の式場

征した勇士の在りし日を想い浮べ親として、子として又妻として涙なくしてはいられないのも尤もだ。思えば戦後公然と式典は行われず、淋しく過した七年間の念願が今日ここに達せられたのだ。参会者一同は戦歿者の御冥福と遺族各位の御多幸を衷心から祈るのである。(厚生課)

市税の知識 (その二)

昭和二十七年年度市税の第一期分徴税令書を先日配布しました。納期は六月三十日限ですが、納期を過ぎますと督促手数料(十円)延滞金(日歩四銭)を余分に納付せねばなりません。是非とも納期限内にお納め下さい。

課税標準は昨年の所得税額ですが、課税に誤りがあると思われの方は三十日以内に異議を申立てることになります。

課税滞り 市民税申告書を未提出の爲や、過少申告等により所得額が不明確な方には一応第一期には均等割のみ課税していただきますが、更に調査の上所得割額を課税すべき該当者は第二期以後に追加課税致します。

これらの方には延滞金額を加算して徴収されることとなります。前年中に所得があり本年一月一日現在当市に在るのに市民税が課税されなつて居る方がありました。至急必ず申告して下さい。

納期の延長 納期限内に納めることのできる方は、前述の通り

A 不具者、未成年者六十五年以前に納税した者

B 一月一日現在失業保険金を受給する者

C 前年中に退職所得のあつた方で現在職のない方

D 賦課期日後において生活保護法の規定を受ける事となつた方

E 賦課期日後において失業保険金を受給することとなつた方

F 賦課期日後において本人が死亡した場合(但し低額所得者に限る)

G 一戸を構えない学生、生徒で前年の所得金額が十万円以下の方

H 災害その他の事由

延滞金 市税の納付がおくれると延滞金や延滞加算金を加算して納めなければなりません。これは地方税法の規定によるもので次のような計算になります。

A 延滞金法定納期(徴税令書の納期)の日より日歩四銭の日より日歩四銭の延滞加算金督促状の指定納期の日より日歩四銭

B 延滞金法定納期(例え固定資産税の二分税額千円を六月三十日にお納めしたとすると督促手数料十円の外に)

A 延滞金法定納期(四月三十日)の日より日歩四銭督促状の指定納期(四月三十日)の日より日歩四銭

延滞加算金 指定

4銭×100円×61日

24日40銭 10円5分

延滞加算金 指定

委員長の改選

六月十日の教育委員会六月定例会で新たに正副委員長が次のやうに決つた。

委員長 長谷川利彦

副委員長 岩田宗太郎 (教委)

音屋音楽祭

時 6月29日(日) 午後4時

所 宮川小学校講堂

プログラム 混声合唱、ピアノ、バイオリン協奏曲等

主催 教委

東 親玉塚踏切北方まで 二九一米

①前田町駐在所前より以北陸橋白橋まで一五七米

②打出湯前を経て、精道中学西側南詰まで四五三米 (土木課)

進む舗装工事

新しく次の道路が舗装され七月中に完成します。

①驛前通の上宮川橋より

お買物控え

市内生活用品流通価格 (市内平均)

○印は騰貴 ▲印は下落 (昭和27年5月15日調)

品名	銘柄	単位	価格
白米	内地米	1升	155
まぐろ	本切	100匁	▲190
いわし	丸	1匁	▲22
いさば	丸	1匁	▲33
たけのこ	丸	1匁	▲125
ばいり	丸	1匁	▲107
ばいり	丸	1匁	▲100
大豆	丸	1匁	▲8
大豆	丸	1匁	▲14
大豆	丸	1匁	▲10
大豆	丸	1匁	▲233
大豆	丸	1匁	▲190
大豆	丸	1匁	▲150
大豆	丸	1匁	▲12
大豆	丸	1匁	▲22
大豆	丸	1匁	▲45
大豆	丸	1匁	▲18
大豆	丸	1匁	▲130
大豆	丸	1匁	▲40
大豆	丸	1匁	▲77
大豆	丸	1匁	▲2
大豆	丸	1匁	▲40
大豆	丸	1匁	▲875
大豆	丸	1匁	▲120
大豆	丸	1匁	▲16
大豆	丸	1匁	▲35
大豆	丸	1匁	▲2.633
大豆	丸	1匁	▲41
大豆	丸	1匁	▲535
大豆	丸	1匁	▲193
大豆	丸	1匁	▲2.625
大豆	丸	1匁	▲320
大豆	丸	1匁	▲295
大豆	丸	1匁	▲347
大豆	丸	1匁	▲47
大豆	丸	1匁	▲17
大豆	丸	1匁	▲236
大豆	丸	1匁	▲30
大豆	丸	1匁	▲10

納期(六月三日)の翌日より起算して二十七日間

4銭×100円×27日

10円8分 10円5分

延滞加算金 指定

領収証書

様式の改正 徴税吏員が現金収納に従来使用してました領収証書を六月四日より改正致しました。従来より改正された点が一部ありますが、この改正領収証書以外の領収証書は、用紙が無効です。又この領収証書で金額欄訂正のもの及び出納員、取扱者の両印がないものは何れも無効です。から特に御注意下さい。

★市民税第一期分の納期は6月30日

